

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

国は、水田活用の直接支払交付金を見直し、今後5年間に1度も水張りが行われぬ農地は交付対象水田としない方針を示した。農家はこれまで長年にわたって国の減反政策を遵守し、その中で大豆やそば、飼料用作物などの転作作物に活路を見出し、国や県、市の支援のもと地域の担い手として作付面積の拡大、生産性の向上に努めてきた。

米以外の作物を作付けするための土づくりとして、農家は土中の耕盤に切り込みを入れて、排水性に優れた土壌につくり直し、転作作物の収量確保を安定的に図るため様々な対応に取り組んできた。

今後、水稻を作付けするためには、破碎した耕盤を重機等で復元作業することとなるが、冬期間の作業となるため、積雪の影響により作業は短期間に限られ、費用面での負担が大きいのしかかることになる。同作業を繰り返し行うことは、スケジュール的にも、経営的にも大変困難なため、農業経営が成り立たなくなるおそれがある。

また、転作した農家が新たに水稻用の機械設備を導入するとなった場合、さらに費用面での負担が増え、莫大な投資が必要となる。

このようなことから、5年間に1度の水稻作付けは非常に困難であり、転作作物の生産をやめる農家や農業法人が増え、交付対象外となった農地を地権者に返還せざるを得なくなるなど耕作放棄地が増加することも見込まれる。

水田活用の直接支払交付金の見直しは、土地所有者や水利組合、土地改良区等農家だけではなく、地域社会へ大きな影響を及ぼすものと考えられ、その扱いに当たっては、今後も生産者が意欲を持って作付けを行い、将来にわたっても地域の農業、農地を守り、安定的な営農、農地の維持、次世代へ継承をできるようにしていく必要がある。

よって、下記の事項について要望する。

記

- 1 水田活用の直接交付金の見直しを行わないこと、また見直しを行う場合には代替施策を講じること。
- 2 生産現場の実態や課題を十分に踏まえた運用とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

能代市議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣

} 宛